【NSW 州規制緩和】レストラン等の屋外エリアの人数制限及び野外での音楽鑑賞の人数制限の緩和(10月16日(金)以降)

【ポイント】

- ●NSW 州政府は、10月16日(金)から、レストラン、カフェ、パブ及びクラブ等の屋外エリアの人数制限を緩和し、屋外エリアでは2平方メートルごとに1人の客が許可されると発表しました(現在は4平方メートルごとに1人)。
- ●また、現時点から、野外での音楽鑑賞の人数制限を緩和し、4平方メートル規則及び要着席規則に従って、500人が着席参加できるようになります(現在の上限は20人)。

【本文】

- 1 NSW 州政府は、10月16日(金)からのレストラン、カフェ、パブ及びクラブ等の屋 外エリアの人数制限に係る規制緩和について発表しました。これにより、屋外エリア では2平方メートルごとに1人の客が許可されます(現在は4平方メートルごとに1人)。
- 2 また、現時点からの野外での音楽鑑賞やリハーサルの人数制限に係る規制緩和についても発表しました。これにより、4平方メートル規則及び要着席規則に従って、500人が着席参加できるようになります(現在の上限は20人)。
- 3 これは、コミュニティと企業が協力し、NSW 州での新規感染が適切に管理され、 市中感染拡大が抑止されていることを背景に、感染防止と経済拡大の両立を目的に 州政府が行った決定です。
- 4 州政府はこの規制緩和により感染リスクが高まるため、(1)社会的距離を保つこと、(2)手指衛生管理を引き続き実践すること、(3)体調が悪い場合はすぐに検査を受け、自己隔離を行うことの重要性を述べています。州政府のホームページで最新状況を確認するように努めてください。

ONSW 州政府ホームページ

(レストラン等の屋外エリアにおける飲食及び野外での音楽鑑賞に関する人数制限の緩和)

https://www.nsw.gov.au/media-releases/covid-19-restrictions-eased (新型コロナウイルスの最新状況)

https://www.nsw.gov.au/covid-19/latest-news-and-updates

【参考となるサイト】

〇在シドニー日本国総領事館ホームページ

(新型コロナウイルス情報及び領事メール)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(渡航情報、感染・予防対策、雇用・経済対策、連邦・州・地域別情報)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html

(紀谷総領事 Twitter)

https://twitter.com/CGJapanSydney

(当館 Facebook)

https://www.facebook.com/CGJSYD/

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に 登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au

(停止)https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au